

令和6年3月18日

「スマートウェルネス住宅等推進事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業及び人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業）」
に関する事務事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局安心居住推進課

次のとおり、「スマートウェルネス住宅等推進事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業及び人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業）」に関する事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和6年2月22日～令和6年3月8日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 実施計画の適切性に関する要件
- 2) 技術能力に関する要件
- 3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- 4) 公平性及び中立性に関する要件
- 5) 経営基盤及び資金等の管理能力に関する要件
- 6) 守秘性に関する要件

<選定した事業者>

提案者：1者 一般財団法人 住宅保証支援機構

選定：一般財団法人 住宅保証支援機構